

# 意見シート

指定申請団体名: 一般財団法人みらい財団

記入年月日: 平成30年12月4日

記入者の氏名: XXXXXXXXXX

○委員確認欄(総合的な意見)	
意見	評語
(委員記載)大変強力な布陣で臨まれており、ネットワークも持たれて、知見も十分持たれている。懸念といえば船頭多くして・・・ということと、外部アドバイザーが強く(海外含め)財団の趣旨が貫徹できるかどうかである。 とはいえ、実施体制は十分に持っている。	A

### ※評語欄に記入する記号の考え方

- A: 「指定の基準」を十分に満たしていると認められる。
- B: 「指定の基準」を満たしていると認められる。
- C: 「指定の基準」を満たしているとは認められない。

※区分Aの「十分に満たしている」とは、例えば、具体性、実現可能性、役員の資質等の点で特に優れていると認められること。

○事務局確認欄					○委員確認欄(着眼点別)		
着眼点	基準番号	該当ページ	公募要領記載の「確認項目」	確認結果	備考	意見	評語
I 意欲							
役員(代表理事)の社会課題に対する問題意識、使命感、責任感等について確認する。	「3. 指定の基準について」	P3	面接においては、指定を受けようとする団体(以下「指定申請団体」という。)が指定活用団体の使命に対する強い実行・実現意志を有していること等も確認。	—		財団としてトップマネジメントの情熱と経験が十分にあると考えられる	A





○事務局確認欄					○委員確認欄(着眼点別)		
着眼点	基準 番号	該当 ページ	公募要領記載の「確認項目」	確認 結果	備考	意見	評価
<b>II 業務実施体制・能力の適確性</b>							
i) 業務実施計画が、基本方針を踏まえ、基本原則(国民への還元、共助、持続可能性、透明性・説明責任、公正性、多様性、革新性、成果最大化、民間主導)等に適合しているか。	第2	P4	①業務実施計画が、基本方針を踏まえ、休眠預金等交付金に係る資金の活用の目標や基本原則等に適合していること。	—	休眠預金等交付金に係る資金の活用の目標や基本原則等について以下に記載あり。 P33～P54 業務実施計画「I 組織全体の使命・目標・意欲」、「II i) 基本方針・基本原則との適合」	十分に記載されているが、個性の強い専門性の高い方が多いために、アグレッシブなものになっている。まとめられるかどうかポイントになる。このレベルが維持できて拡大できれば成果が期待できる。	A
	第2	P4	②業務実施計画において、民間公益活動促進業務を適確に実施できる組織運営体制等が整備できる見通しが示されていること。	—	組織運営体制等について以下に記載あり。 P55～P76 業務実施計画「II ii) 組織運営体制」		
	第2	P4	③業務実施計画が、民間公益活動促進業務ごとに適確に実施できるものであると認められること。	—	民間公益活動促進業務ごとの実施について以下に記載あり。 P104～P306 業務実施計画「IV 基本方針を踏まえた業務実施計画」		
ii) 組織運営体制が整っているか。	第2	P4	②助成に係る業務を行う部署とは別に、社会の諸課題ごとに現地調査を含む継続的な進捗管理や助言・協力・支援及び成果評価の点検・検証等の機能を適切に発揮できる体制とすること。	—	P55～P76 業務実施計画「II ii) 組織運営体制」 上記のうち、P58 業務実施計画「組織図」において、助成に係る業務を行う部署等について以下の記載あり。 ・資金分配団体の審査・選定、資金分配団体への助成、貸付、資金・支援部 資金提供チーム ・設定された課題ごとに、モニタリング(進捗把握・管理、見直しの助言)、資金分配団体の自己評価結果の点検・検証等、資金・支援部 経営支援チーム	多様なバックグラウンドの評議員であるが、逆に分野が違う専門性の高い方は財団の方向性と一緒にはできるか？ 機能的な組織作りをされているので効率的に運営できると考える。 3月という記入は、より細部の詰めであって、募集要項のスケジュールを順守する。	A
	第2	P4	④評議員会は、経済界、金融界や労働界、学識経験者、マスコミ、ソーシャルセクター(公益活動に係る分野)等の幅広い分野から人材登用を図り、構成の多様化を図ることが望ましい。	—	P323 別紙様式3(1. 評議員名簿) ※掲載順 「評議員の構成の多様性」として各評議員について以下のとおり記載あり。 ・村木厚子(事務次官経験者、ビジネスセクター(伊藤忠)、困窮者支援) ・有森裕子(スポーツ界、NGOセクター、障害者スポーツ) ・田原総一郎(マスメディア、作家、政治) ・出口治明(大学経営者、アカデミックセクター、金融セクター/経済界) ・福井俊彦(日銀総裁、金融セクター、経済界) ・アトキンソン・デービッド・マーク(作家/文化財専門家、地域活性化/観光セクター) ・日下部元雄(国際協力、国際金融セクター、高齢者支援) ・近藤正見ジェームス(ベンチャーセクター、ソーシャルメディア(元twitter代表)) ・片山正夫(財団業界、ソーシャルセクター、起業フィランソロピー) ・高橋政代(医療セクター、バイオベンチャー、学識経験者) ・三木谷浩史(ベンチャーセクター、国際ビジネス、インターネット/スポーツ界) ・駒崎弘樹(社会起業家コミュニティ、保育・児童福祉)		
	第2	P5	⑤理事会は迅速な意思決定を図る観点から、理事の総数は必要最小限にとどめることが望ましい。 (参考:一般財団法人を設置する場合、理事の人数の下限は3人)	—	P324 別紙様式3(2. 理事名簿) ※掲載順 ・藤沢久美(非常勤理事) ・有馬充美(常勤理事) ・堀田力(非常勤理事(代表理事))		
	第2	参考2 (スケジュール)	準備行為実施計画の内容が適確に実施できるものとなっているか。	—	P307～P322 準備行為実施計画 P309～P310指定活用団体は、基本方針において「優先的に解決すべき社会の諸課題に関し、適切な成果目標の設定を含めその解決に向けた全体的な方針を決定し、事業年度ごとに作成する事業計画において明示しなければならない。」とされているが、事業計画の内閣府への認可申請は平成31年2月となっている一方で、優先的に解決すべき諸課題の決定は、平成31年3月となっている。		



○事務局確認欄

○委員確認欄(着眼点別)

着眼点	基準 番号	該当 ページ	公募要領記載の「確認項目」	確認 結果	備考	意見	評語
II 業務実施体制・能力の適確性の続き							
iii) 経理的基礎が整っているか。	第3	P5	貸借対照表、収支予算書等による財務状態を踏まえ、今後の財務の見通しが適切であること。	—	<p>P304 業務実施計画「中期計画:5カ年収支計画」 P306 業務実施計画「年間計画:収支計画」 P316 準備行為実施行為計画～事業計画期間2019の収支及びキャッシュフロー P317～P322 準備行為実施計画の費用の見積額 P810 設立時財産目録(2018年9月31日現在) P818 融資の件について</p> <p>財務状態等について以下の記載あり。 (財産目録) 資産合計1億円/負債合計0円/正味財産1億円 (収入) 収入合計: 33億700万円(2019年度)、40億8000万円(2020年度)、43億3000万円(2021年度)、84億1000万円(2022年度)、125億円(2023年度) (支出) 支出合計: 30億9600万円(2019年度)、40億5600万円(2020年度)、43億1000万円(2021年度)、83億8800万円(2022年度)、124億7700万円(2023年度) うち支払助成金: 28億5000万円(2019年度)、36億円(2020年度)、40億円(2021年度)、80億円(2022年度)、120億円(2023年度) 準備行為実施計画期間の費用:6736万8787円</p> <p>なお、P80 業務実施計画「II iii) 経理的な基礎」において、意見シート「確認項目」との対応の記載あり。</p>	<p>経理的基礎と人員の配置は十分にある。</p> <p>設立時の(一般)未来財団設立準備会は個人があつたものであり、今後特別な利害関係はない。</p> <p>拡大に応じて充足するが、ネットワークが大きく、懸念は少ない。</p>	A
	第3	P6	法人の財産の管理、運用について理事、監事が適切に関与する体制を整備すること。	—	<p>法人の財産の管理、運用について理事、監事が関与する体制について以下に記載あり。 P5 定款第7条(財産の管理・運用) P696～P700 理事の職務権限等に関する規程 P716～P717 監事監査規程 P789～P796 経理規程 P55～P76 業務実施計画「II ii) 組織運営体制」</p> <p>なお、P80 業務実施計画「II iii) 経理的な基礎」において、意見シート「確認項目」との対応の記載あり。</p>		
	第3	P6	経理を適正に行うための十分な人員及び体制を確保する見込みがあること。	—	<p>経理を行うための人員及び体制について以下に記載あり。 P55～P76 業務実施計画「II ii) 組織運営体制」</p> <p>なお、P80 業務実施計画「II iii) 経理的な基礎」において、意見シート「確認項目」との対応の記載あり。</p>		
	第3	P6	他の団体の意思決定に実質的に関与することができる株式等を保有していないこと。	○	—		
	第3	P6	必要な会計帳簿を備え付けること。	○	—		
	第3	P6	民間公益活動促進業務に関する経理とその他の業務に関する経理とを区分して整理すること。	○	—		
	第3	P6	会計監査人を設置する旨を定款で定めること。	○	<p>P11 定款第24条第5項において、「当法人に会計監査人を置く。」と定められている。 P326 別紙様式3(4. 会計監査人名簿) 会計監査人 赤坂有限責任監査法人</p>		
	第3	P6	法に規定する収支予算書及び収支決算書については資金収支ベースのものとし、収支決算書については公認会計士又は監査法人の監査意見を付すことを諸規程等に定めること。	○			
	第3	P6	監事のうち少なくとも1名が公認会計士又は税理士であること。	○	<p>P325 別紙様式3(3. 監事名簿) ※掲載順 ・大毅(常勤)(弁護士) ・中田ちず子(非常勤)(公認会計士)</p>		



○事務局確認欄

○委員確認欄(着眼点別)

着眼点	基準番号	該当ページ	公募要領記載の「確認項目」	確認結果	備考	意見	評語
II 業務実施体制・能力の適確性の続き							
IV) 技術的(専門的)基礎が整っているか。	第3	P6	①民間公益活動やソーシャル・イノベーションに関する十分な知識を有するほか、助成を行った実績を有するなど、民間公益活動促進業務を適確に実施するために足る知識・技術を有する役員を置くとともに、必要に応じ外部の専門家等を活用すること。	—	<p>専門的能力等について以下に記載あり。 P328～P618 別紙様式4(履歴書)</p> <p>外部の専門家等について以下に記載あり。 P56～P57 業務実施計画「評議員会と理事会、委員会の全体像」 P64～P67 業務実施計画「インターナショナル・アドバイザー・ボード一覧」、「みらい戦略アドバイザー委員会一覧」</p> <p>なお、P84～P91 業務実施計画「II iv) 技術的(専門的)な基礎」において、意見シート「確認項目」との対応の記載あり。</p>	外部の専門家の多様性と個性は多いが、みらい財団の論理を先方が帰属する団体がずっと協力的であるかはわからない。数が多いので、調整しきれるか？	B
	第3	P6	②特に、資金分配団体になり得る団体に関する十分な知見やネットワーク等を有すること、非資金的支援を必要に応じて外部の団体や専門家とも連携しつつ伴走型で提供できる能力を有すること、ICT等を積極的に活用すること。	—	<p>専門的能力等について以下に記載あり。 P328～P618 別紙様式4(履歴書)</p> <p>外部の専門家等について以下に記載あり。 P56～P57 業務実施計画「評議員会と理事会、委員会の全体像」 P64～P67 業務実施計画「インターナショナル・アドバイザー・ボード一覧」、「みらい戦略アドバイザー委員会一覧」</p> <p>なお、P84～P91 業務実施計画「II iv) 技術的(専門的)な基礎」において、意見シート「確認項目」との対応の記載あり。</p>		
	第3	P6	③また、案件組成・案件発掘能力を有すること及び科学技術分野の動向に知見を有することが認められることが望ましい。	—	<p>専門的能力等について以下に記載あり。 P328～P618 別紙様式4(履歴書)</p> <p>外部の専門家等について以下に記載あり。 P56～P57 業務実施計画「評議員会と理事会、委員会の全体像」 P64～P67 業務実施計画「インターナショナル・アドバイザー・ボード一覧」、「みらい戦略アドバイザー委員会一覧」</p> <p>なお、P84～P91 業務実施計画「II iv) 技術的(専門的)な基礎」において、意見シート「確認項目」との対応の記載あり。</p>		
v) 役員(代表理事)は適確に運営する十分な資質(マネジメントの能力等)を持っているのか。	「3. 指定の基準について」	P3	面接においては、指定を受けようとする団体(以下「指定申請団体」という。)が指定活用団体の使命に対する強い実行・実現意志を有していること等も確認。	—	/	アドバイザーの役割が大きすぎないか？	A



○事務局確認欄

○委員確認欄(着眼点別)

着眼点	基準 番号	該当 ページ	公募要領記載の「確認項目」	確認 結果	備考	意見	評語		
Ⅲ中立性・公正性									
【組織運営体制に関する事項】						特に記すべきことはない	B		
第2	P4	①民間公益活動促進業務の適正な実施のために、コンプライアンス施策の検討等を行う組織(外部の有識者等も参加するもの。)及びその下に実施等を担う部署を設置すること。	—	P55~P76 業務実施計画「Ⅱ ii)組織運営体制」 上記のうち、P58 業務実施計画「組織図」において、「コンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署」として、「コンプライアンス委員会」、「管理・企画部 管理チーム」の記載あり。					
第2	P4	③資金分配団体において休眠預金等に係る資金が公正に活用され、事業が適正に遂行されるよう監督するために必要な専門部署を設置すること。	—	P55~P76 業務実施計画「Ⅱ ii)組織運営体制」 上記のうち、P58 業務実施計画「組織図」 資金分配団体の監査を実施する部署として「監査室」の記載あり。					
【諸規程等に関する事項】									
第2	P5	①評議員会及び理事会の運営規則や倫理規程、役員の報酬規程、情報公開規程等、一般的に組織の運営を公正に行うために必要な諸規程等を備えること。	○	—					
第2	P5	②評議員会又は理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員又は理事を除いた上で行うことを民間公益活動促進業務規程の案に定めること。	○	P658 民間公益活動促進業務規程の案 (特別な利害関係者の排除) 第15条 評議員会及び理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員又は理事を除いた上で行うものとする。					
第2	P5	③役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図ることを民間公益活動促進業務規程の案に定めること。	○	P658 民間公益活動促進業務規程の案 第14条 (3) 役職員に対して、定期的に利益相反に該当する事項に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、利益相反の迅速な発見及び是正を図ること。					
第2	P5	④民間公益活動促進業務に係る理事、監事及び評議員に対する報酬等については、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、指定活用団体の経理の状況その他の事情を考慮して不当な水準とならないような支給の基準を諸規程等に定めること。	—	P765 別紙様式7(役員及び評議員の年間報酬等見込額並びに職員の給与の年間支給見込額について) 役員及び評議員に対する報酬等について以下の記載あり。 評議員(非常勤):50千円(①評議員会1回当たり:25千円(報酬20千円+通勤手当5千円)②評議員会開催予定回数:2回) 代表理事(非常勤):150千円(①理事会1回当たり:25千円(報酬20千円+通勤手当5千円)②理事会開催予定回数:6回) 理事A(常勤):8,472千円(①年俸:14,000千円/年②通勤手当:10千円/月) 理事B(非常勤):150千円(①理事会1回当たり:25千円(報酬20千円+通勤手当5千円)②理事会開催予定回数:6回) 監事A(常勤):2,800千円(①年俸:14,000千円/年②通勤手当:10千円/月) 監事B(非常勤):150千円(①理事会1回当たり:25千円(報酬20千円+通勤手当5千円)②理事会開催予定回数:6回) 職員(管理職)の一人当たり給与:10,746千円(①人数:総数6名、事務局長1名、部長A-2名(うち1名事務局長次長)、部長B-1名、チーム長-2名②年俸:事務局長-16,000千円、部長A-11,800千円、部長B-10,200千円、チーム長-6,800千円 ③通勤手当/月:15千円) 職員(管理職以外)の一人当たり給与:4,888千円(①人数:総数18人(すべてチーム員) ②月給:250千円 ③諸手当/月:通勤手当 15千円、扶養手当 15千円、住宅手当 22千円、時間外勤務手当 60千円 ④賞与:月給5ヶ月分支給)  P96 業務実施計画「②理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準について」 「報酬・給与等の比較表」の記載あり。  P754~P756 役員及び評議員の報酬等に関する規程、P757~P758 役員及び評議員退職慰労金支給規程、P759~P764 職員給与規程、P766~P774 職員給与規程の細則を定める達、P775~P778 職員退職給付支給規程、P780~P782 通勤手当支給の細則を定める達、P783~P785 旅費規程、P786~P788 旅費規程の細則を定める達					
i) 公正性を確保するために組織運営体制・諸規程が整備されているか。不正行為や利益相反防止等の組織運営上の工夫がなされているか。									
(次ページに続									



○事務局確認欄

○委員確認欄(着眼点別)

着眼点	基準番号	該当ページ	公募要領記載の「確認項目」	確認結果	備考	意見 (前ページにご記入ください)	評語 (前ページにご記入ください)
(前ページからの続き)	第2	P5	⑤民間公益活動促進業務を行うに当たり、評議員、理事、監事、職員その他の指定活用団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものであることを諸規程等に定めること。	○	P734 利益相反防止規程 (禁止事項) 第4条 2 役職員等は、民間公益活動促進業務を行うに当たり、評議員、理事、監事、職員その他の指定活用団体の関係者に対し、特別の利益を与える行為を禁ずる		
	第2	P5	⑥不正行為や利益相反防止のために必要な諸規程等を備えること。	○	P662 助成業務規程の案 (資金分配団体審査委員会) 第5条 2 委員は次の各号に定める事項に該当する者を理事会の決議を得た上で、理事長が委嘱する。 (2) 財団が直接助成または貸付を行う資金分配団体及び民間公益活動を行う団体の理事、評議員及び従業員ではない者  P718 倫理規程 (法令等の遵守) 第4条 財団は、関連法令及び定款、倫理規程その他の内規を厳格に遵守し、社会的規範に悖ることなく、適正に事業を運営しなければならない。 (私的利益の禁止) 第5条 財団の役職員は、法令に基づく資金を活用した公益活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。 (利益相反の防止及び開示) 第6条 財団の役職員は、その職務の執行に際し、当財団との利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示その他利益相反防止規程に定める所定の手続きに従わなければならない。  P727～P730 コンプライアンス推進規程 P734～P736 利益相反防止規程		
	第2	P5	⑦ガバナンス・コンプライアンス体制を実効性あるものとするため、「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえ、内部通報制度を整備すること。	○	P741～P743 公益通報者保護規程		
	第2	P5	⑧民間公益活動促進業務を行うに当たり、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わないことを諸規程等に定めること。	○	P734 利益相反防止規程 (禁止事項) 第4条 役職員等は、民間公益活動促進業務を行うに当たり、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を禁ずる。		
	第2	P5	⑨残余財産を類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第5条17号に規定する法人又は国に帰属させる旨を定款に定めること。	○	P17 定款 (残余財産の帰属) 第44条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、評議員会の決議により、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。		



○事務局確認欄					○委員確認欄(着眼点別)		
着眼点	基準 番号	該当 ページ	公募要領記載の「確認項目」	確認 結果	備考	意見	評価
Ⅲ中立性・公正性の続き							
ii) 役員又は職員の構成が、公正性の観点から適切か。利益相反防止の工夫がなされているか。	第4	P6	①各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと(監事についても同様とします)。	○	P653 別紙様式6(役員又は職員の構成についての確認書)が提出されている。	特に記すべきことはない	A
	第4	P6	②他の同一の団体の理事又は職員である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと(監事についても同様とします)。	○	P653 別紙様式6(役員又は職員の構成についての確認書)が提出されている。		
	第4	P6	③職員が特定の団体の出身者に偏らないこと。	—	P485~P618 別紙様式4(履歴書(職員)) P653 別紙様式6(役員又は職員の構成についての確認書)が提出されている。  なお、P98 業務実施計画「Ⅲ③利益相反防止の確保の詳細」において、意見シート「確認項目」との対応の記載あり。		
iii) 民間公益活動促進業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって業務の公正な実施に支障を及ぼさないか。	第5	P7	③民間公益活動促進業務以外の業務を実施することにより、民間公益活動促進業務の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。	—	P811 別紙様式8(民間公益活動促進業務以外の業務に関する説明書) 民間公益活動促進業務以外の業務を行う予定はないとしている。	該当なし	A
	第5	P7	①民間公益活動促進業務とその他の業務の職員、組織及び予算等が実質的に区分されていること。	○	—		
	第5	P7	②民間公益活動促進業務が法人の主たる業務となっていること。	○	—		
	第5	P7	④社会的信用を維持する上でふさわしくない業務又は公の秩序若しくは善良の風俗を害するおそれのある業務を行わないこと。	○	—		
iv) 役員(代表理事)は中立性・公正性に対する強い意識があるか。	「3. 指定の基準について」	P3	面接においては、指定を受けようとする団体(以下「指定申請団体」という。)が指定活用団体の使命に対する強い実行・実現意志を有していること等も確認。 民間公益活動促進業務の適確かつ公正な実施に支障を及ぼすおそれなく、特定の目的を有して活動している既存の団体では困難な、中立的な立場を守る必要がある。	—		十分に感じられた。	A
Ⅳその他							
業務実施計画・準備行為実施計画の内容等に関する加点・減点ポイントなど。上記Ⅰ～Ⅲに関する点を除く。				—	—	特になし	



○事務局確認欄

○委員確認欄(着眼点別)

着眼点	基準 番号	該当 ページ	公募要領記載の「確認項目」	確認 結果	備考	意見	評語
以下は事務局記載							
民間公益活動の促進に資することを目的とする一般財団法人であること	第1	P3	①定款で定める指定申請団体の目的が、法第20条第1項で定める指定活用団体の目的(民間公益活動の促進に資すること)に適合していること。	○	—		
	第1	P4	②「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)」に規定される一般財団法人であること。	○	—		
欠格事由	第6	P7	指定申請団体が、下記①～③のいずれにも該当しないこと。 ①法第17条第3項各号に掲げる団体 ②法第33条第1項の規定により指定を取り消され、その取消の日から3年を経過しない団体 ③役員のうち次のいずれかに該当する者がいる団体 イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者 ロ 法の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者	○	—		
必要書類の有無及び書類上の記載の有無の確認			指定活用団体指定申請書(別紙様式1参照)	○ (有)	—		
			①指定申請団体の基本情報(別紙様式2参照)	○ (有)	—		
			②定款	○ (有)	—		
			③登記事項証明書	○ (有)	—		
			④指定の申請に関する意思の決定を証する書類	○ (有)	—		
			⑤設立趣意書及び設立者の一覧(様式自由)	○ (有)	—		
			⑥業務実施計画(様式自由)	○ (有)	—		
			イ 組織全体の使命・目標	○	—		
			ロ 業務実施に当たっての基本的考え方等	○	—		
			ハ 基本方針に示された指定活用団体の業務ごとの目標、業務の実施内容、実施体制、実施計画	○	—		



○事務局確認欄

○委員確認欄(着眼点別)

着眼点	基準 番号	該当 ページ	公募要領記載の「確認項目」	確認 結果	備考	意見	評語
必要書類の有無及び書類上の記載の有無の確認			⑦準備行為実施計画(様式自由)	○ (有)	—		
			優先的に解決すべき社会の諸課題の決定のプロセスの明確化	○	—		
			資金分配団体の公募に向けた各種書類の作成のプロセスの明確化(資金提供契約書等)	○	—		
			評価指針・マニュアルの作成のプロセスの明確化	○	—		
			シンボルマークの作成準備、決定のプロセスの明確化	○	—		
			各種規程等の整備のプロセスの明確化	○	—		
			資金分配団体に対する公募・助成等に係るICTシステムの企画のプロセスの明確化	○	—		
			⑧評議員、役員、職員及び会計監査人(就任予定者を含む。)の氏名、住所、履歴及び専門的能力等に関する事項を記載した書類(別紙様式3及び4参照)	○ (有)	—		
			⑨評議員、役員、職員及び会計監査人への就任予定者の就任承諾書(別紙様式5参照)	○ (有)	—		
			⑩役員(就任予定者を含む。)について、上記「3. 指定の基準について」の「第4 役員又は職員の構成が、民間公益活動促進業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること」を確認した書類(別紙様式6参照)	○ (有)	—		
			⑪民間公益活動促進業務規程の案(様式自由)	○ (有)	—		
			基本方針に示された指定活用団体の業務ごとの実施の方法に関する事項	○	—	法第23条第2項第1号において、民間公益活動促進業務規程に定めらるることとされているもののうち「資金分配団体及び民間公益活動を行う団体の選定の基準」に関し、以下に記載あり。  民間公益活動促進業務に関する規程の案のうちP655～P656 第3条(資金分配団体の選定等) 第6条(助成業務規程)  ※ただし、選定の基準等について、助成業務規程(理事会決定)に委任されている。 第6条 (助成業務規程)	
			民間公益活動促進業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項(ガバナンス、コンプライアンス体制に関する事項等)	○	—		
			休眠預金等に係る資金の活用対象の範囲	○	—		
			業務委託の基準	○	—		
		契約に関する基本的事項	○	—			
		収支決算書に係る外部監査の実施に関する事項	○	—			



○事務局確認欄

○委員確認欄(着眼点別)

着眼点	基準 番号	該当 ページ	公募要領記載の「確認項目」	確認 結果	備考	意見	評語
必要書類の有 無及び書類上 の記載の有無 の確認			資金分配団体及び民間公益活動を行う団体において不正等が生じた場合における貸付け等の停止及び休眠預金等に係る資金の返還債務を確実に履行させる措置並びに弁済期が到来した貸付金に係る返還債務を確実に履行させる措置等	○ (有)	—		
			⑫各種規程等(様式自由)	○ (有)	—		
			・評議員会の運営に関する規程	○ (有)	—		
			・理事会の運営に関する規程	○ (有)	—		
			・役員及び評議員の報酬等に関する規程	○ (有)	—		
			・職員の給与等に関する規程(指定活用団体の指定を受けた場合における役員及び評議員の年間報酬等見込額並びに職員の給与の支給見込額を示した資料を添付すること。(別紙様式7参照))	○ (有)	—		
			・理事の職務権限に関する規程	○ (有)	—		
			・倫理に関する規程	○ (有)	—		
			・コンプライアンスに関する規程	○ (有)	—		
			・公益通報者保護に関する規程	○ (有)	—		
			・情報公開に関する規程	○ (有)	—		
			・文書管理に関する規程	○ (有)	—		
			・リスク管理に関する規程	○ (有)	—		
			・監事の監査に関する規程	○ (有)	—		
			・経理に関する規程	○ (有)	—		
			・組織(事務局)に関する規程	○ (有)	—		
			⑬前事業年度における貸借対照表、損益計算書及び財産目録並びに当事業年度における収支予算書(申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録)	○ (有)	—		
			⑭民間公益活動促進業務以外の業務を行う場合には、民間公益活動促進業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがない旨を説明した書類(別紙様式8参照)	○ (有)	—		
		⑮指定を受けようとする法人及び役員(就任予定者を含む。)が欠格事由に該当しないことを誓約する書類(別紙様式9参照)	○ (有)	—			
		⑯行政機関から受けた指導等に対する措置状況の一覧(別紙様式10参照)	○ (有)	—			
		⑰事務所のレイアウト図(様式自由)	○ (有)	—			